

Zend Developer Network 申込書

(個人向け)

加入者は Zend Developer Network (個人向け) 加入の証として、本申込書の提出により本約款に同意するものとし、本約款および申込書の写しを加入者控えとして保有するものとします。なお、本約款の効力発効日は申込書記載の加入日とします。

加入日 年 月 日

< ご加入先 >

(ふりがな) 団体名			
部署名			
住所	〒		
役職			
(ふりがな) 氏名			
e-mail			
Tel		Fax	
URL			

Zend Developer Network (個人向け) 約款

ゼンド・ジャパン株式会社(以下、ゼンド・ジャパンという)は、Zend Developer Network (個人向け) 加入者(以下、加入者という)に対し、次の約款(以下、本約款という)に従ってパートナー向けサービスプログラムを提供する。

第1条 (Zend パートナープログラムとは)

- 1) Zend Developer Network (個人向け)(以下、本プログラムという)とは、Zend 製品を開発目的で活用するもののうち、本約款第3条に従い本プログラムに加入した加入者の後方支援を行うことを目的としたゼンド・ジャパンのパートナープログラムである。プログラムの詳細は、Zend Developer Network 説明書およびゼンド・ジャパンの WEB に記載されるものとする。

第2条 (料金)

加入者は、本プログラムの年間料金として、20,000 円(消費税相当額別途)を、加入時にゼンド・ジャパンに支払うものとする。第4条第1項の規定に従い、加入期間が更新される場合には、加入者は、本プログラムの年間料金を、更新時まで、一括してゼンド・ジャパンに支払うものとする。なお、加入者からゼンド・ジャパンに支払われた年間料金については、返金されないものとする。但し、ゼンド・ジャパンの責に帰する事由により、本プログラムが途中解約された場合はこの限りではない。

第3条 (承認)

ゼンド・ジャパンは、本書をもって加入者を Zend 開発パートナーとして承認する。加入者の継続承認については、本約款および Zend Developer Network 説明書の遵守状況に基づいて行う。本約款および Zend Developer Network 説明書は、ゼンド・ジャパンの判断で随時変更できるものとし、変更を行った場合には加入者にその旨通知するものとする。

第4条 (契約期間および終了)

1) 期間

加入期間および本約款に基づいて与えられた承認の有効期間は、本約款の一部である申込書に記載された加入日から1年間である。

2) 通知による終了

ゼンド・ジャパンは、加入者に対し30日前までに書面で通知することにより、事由の如何を問わず本プログラムへの加入(および本約款に基づいて与えられた承認)を終了することができる。

3) 契約違反による終了

いずれの当事者も、他方の当事者が本約款の重要事項に違反した場合、かかる当事者に対し、少なくとも15日間の合理的な期間をもって当該違反を是正するよう書面で通知し、それでもなお是正されない場合は本約款を終了することができる。

第5条 (購入)

加入者は、ゼンド・ジャパンから自らが使用する目的で優待価格にて Zend 製品を購入することができるものとする。ゼンド・ジャパンは加入者の注文および入金を確認した後、製品を納品するものとする。加入者は購入した Zend 製品を第4条によって、契約が終了した場合といえども引き続き使用することができるものとする。なお、加入者は、事前にゼンド・ジャパンの承認を得ることなく商用目的で使用、販売することはできないものとする。

第6条 (サポートサービス)

加入者は、Zend 製品および Apache、PHP、MySQL のインストールおよび設定に関する技術的な問い合わせをすることができる。

インシデント数：年間2インシデント(繰越不可。「インシデント」とは、加入者のゼンド・ジャパンに対するサポート問い合わせを行う権利の単位を表し、基本的にはサポート対応1回につき一つのインシデントを消費するものとする。なお、インシデントの消費については、加入者の問題が解決したか否かを問わず、また、問い合わせに対してサポート範囲外である旨若しくはゼンド・ジャパンでは解決できない旨の回答を行った場合その他単純な質疑応答によるやり取りを行った場合についても一つのインシデントを消費する対象となるものとする。なお、ゼンド・ジャパンは、問い合わせの内容によって、1回の問い合わせに消費するインシデントを、その都度2インシデント以上に設定することができる。)

サポート対応時間：月曜日-金曜日 9:00-17:00(土日祝祭日およびゼンド・ジャパンの定める休日を除く)

サポート提供方法：メールによる受付および回答

第7条 (保証の制限/責任の限定)

本約款に関する損害賠償請求および本約款に従って加入者が取得した製品に関するゼンド・ジャパンの全責任および加入者に対する救済は、本条に定めるとおりとする。

1) ソフトウェア

ゼンド・ジャパンがエンドユーザーに提供する保証の内容は、各

Zend 製品に付属しているソフトウェア使用許諾書で定める保証のみとする。

2) 保証の否認

ゼンド・ジャパンは、本条および Zend 製品に適用されるソフトウェア使用許諾書で明示的に定められている場合を除き、何ら保証を行わず、有効権原の保証、侵害に関する保証、商品性、特定用途における適合性の黙示的保証をはじめ、その他の明示的、黙示的および法定保証を否認し、排除する。また、ゼンド・ジャパンは、Zend 製品が常に顧客の要求を満たしていること、欠陥もしくは暇疵がないこと、またはソフトウェアの作動が中断されないことを一切保証するものではない。

3) 責任の限定

ゼンド・ジャパンは、いかなる場合でも、逸失利益、事業機会の喪失、データの損害または事業の中断について加入者または本約款に基づくその他の当事者に対して何ら責任を負わないものとする。更にゼンド・ジャパンは、本約款に基づきまたは本約款に関わりなく生じた間接的損害、特別的損害、信賴的損害、偶発的損害または結果的損害についていかなる当事者にも責任を負わないものとする。本約款に関連してゼンド・ジャパンが加入者に対して損賠賠償を行う場合においては、いかなる場合にも、第2条に規定する年間料金を上限とするものとする。

第8条 (一般条項)

1) 準拠法

本約款は、日本法に準拠し、かつ日本法に従って解釈されるものとする。両当事者は、本約款に基づく義務の遂行にあたり、政府機関および行政官庁のあらゆる法律、制定法、命令、行政命令、規則および規制を自己の費用負担で遵守するものとする。

2) 完全合意

本約款は本約款の目的事項に関する当事者間の完全合意および理解を定めるものであり、当該合意および理解の完全かつ独占的な声明である。

3) 守秘義務

加入者は、本約款に基づきゼンド・ジャパンから有形・無形を問わず、機密情報として開示されたものについては守秘義務を負うものとする。但し、かかる情報が次のいずれかに該当することを加入者において客観的に証明した場合にはこの限りではない。

- a) 加入者が守秘義務を課せられることなく既に保有しているもの
- b) 加入者が独自に開発したもの
- c) 加入者自らの過失によらず公知となったもの
- d) 加入者が守秘義務を負うことなく第三者から正当に受領したもの
- e) ゼンド・ジャパンが書面により開示用に提供することを合意しているもの

加入者は、善良なる管理者の注意をもってゼンド・ジャパンの機密情報を扱うことに同意する。加入者は機密情報を第三者に開示、漏洩してはならないものとする。本条は、本約款の満了または終了後3年間、有効に存続するものとする。

4) 不放棄

いずれの当事者も、自らの権利または救済を一度放棄したことにより、その他の場合の当該権利または救済も放棄したとは見なされない。

5) 契約の変更

ゼンド・ジャパンは、任意に本約款を変更することができる。この場合、ゼンド・ジャパンから加入者に対して通知を行ったときに変更の効力が生じるものとする。

6) 譲渡

加入者は、ゼンド・ジャパンから予め書面による合意を得ることなく、本約款に基づく権利の全部または一部を第三者に譲渡することができない。ゼンド・ジャパンは加入者へ書面で通知することにより本約款に基づく権利の全部または一部を親会社または関連会社へ譲渡することができる。

7) 代理表明の禁止

加入者は、ゼンド・ジャパンの代理人または法律上の代表者であると表明してはならない。

8) 管轄裁判所

本約款に関する訴訟は、訴額により東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審管轄裁判所とする。

第12条 (その他)

その他、本約款に記載がない事項に関しては、加入者、ゼンド・ジャパン協議の上決定するものとする。